

総合口座積立定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) 総合口座積立定期預金（以下、「この預金」といいます）の預入れは、1回あたり5,000円以上1,000円単位とし、毎月自動振替により預入れるものとします。
- (2) 自動振替による預入れは、次のとおりとします。
 - ① 積立日には指定預金口座から指定金額を自動的に引き落とし、この預金口座へ入金します。
この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません。
 - ② 積立日が銀行休業日の場合は、翌営業日に指定預金口座から引き落とします。
 - ③ 積立日に指定預金口座の残高が引落額に満たない場合には、その引落指定日の当日中に限り、引落額に相当する残高が発生した時点で引落しいたします。
 - ④ この自動振替契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。
 - ⑤ 指定預金口座が解約された場合には、第1号から第4号の規定は終了したものとしてお取り扱いいたします。
- (3) この預金は自動振替のほか随時に預入れができます。
- (4) この預金口座にはあらかじめ少額貯蓄非課税制度の適用をうけるため、非課税限度額を設定することができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (預金の種類・継続方法等)

- (1) この預金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長お預り期限とする一口の期日指定定期預金とします。（以下、一口の期日指定定期預金を「個別預金」といいます）
- (2) 個別預金は、最長お預り期限到来日にその元利金の合計額をもって、また最長お預り期限に同時追加預入れがある場合は、これを合算した金額をもって前回と同じ個別預金に自動的に継続します。
- (3) 前項の継続にあたり、最長お預り期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の個別預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前二項と同様にします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとに預入日の期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用し、1年を365日とする日割かつ1年複利の方法により計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ① 解約の場合.....解約日における普通預金の利率
 - ② 書替継続の場合.....書替継続後の定期預金の利率
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入期間が6か月未満の場合.....解約日における普通預金の利率
 - ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合.....約定利率×40%
※約定利率は、各預入ごとの期日指定定期預金の2年以上の利率です。
- (4) この預金の付利単位は、1円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出印鑑により記名押印してこの通帳とともに当店またはお近くの当社国内本支店に提出してください。

6. (当座貸越)

この預金は総合口座取引の定期預金となりますので、この通帳は「担保明細帳」（以下「この明細帳」といいます）となります。本規定に「この通帳」とあるのは「担保明細帳と読み替えてください。また、この明細記載の定期預金は、本規定によりお取扱いするほか、本規定に定めのない事項については、総合口座取引規定によりお取扱いいたします。

以上
(2020 年 4 月 1 日改訂)